

個人住民税の特別徴収推進に関する九都県市共同アピール

個人住民税（個人市区町村民税・個人都県民税）は、地方公共団体の行政サービスを支える貴重な財源であり、その確保は極めて重要な課題です。

給与所得者の個人住民税は、原則として、所得税の源泉徴収と同様、事業者（給与支払者）が給与から差し引いて納税（特別徴収）することが地方税法で義務付けられています。

しかし、個人住民税の特別徴収は必ずしも十分に徹底されていない状況にあるため、九都県市では、関係団体や事業者への周知活動を行うなど、それぞれ特別徴収の推進に取り組んできました。

現在、首都圏では、多くの通勤者が都県域を越えて行き交っており、特別徴収を効果的に推進するためには、九都県市が一体となって取り組むことが必要です。

このため、九都県市は連携協力して、納税の公平を図り、安定した税収を確保するため、個人住民税の特別徴収を推進します。

平成26年11月20日

埼 玉 県 知 事	上 田 清司
千 葉 県 知 事	森 田 健作
東 京 都 知 事	舩 添 要一
神 奈 川 県 知 事	黒 岩 祐治
横 浜 市 長	林 文子
川 崎 市 長	福 田 紀彦
千 葉 市 長	熊 谷 俊人
さいたま市長	清 水 勇人
相 模 原 市 長	加 山 俊夫